

〔史料紹介〕

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

並木昌史

はじめに

一 「即位之記」の書誌情報と伝来・内容

二 「即位之記」の特徴

三 編者・二条康道(以上前輯)

(以下本輯)

四 諸本との比較

・「別本」(「寛永記」続編〈勸修寺家旧蔵〉)の存在について

・徳川美術館本の特異性

五 徳川美術館本「即位之記」の考察

おわりに

四 諸本との比較

尾張徳川家(以下「尾張家」と略称する)に伝来した「即位之記」は、江戸時代前期の明正天皇(一六二四～九六 在位一六二九～四三)の譲位と後光明

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

天皇(一六三三～五四 在位一六四三～五四)の践祚・即位の儀式、ならびに後西天皇(一六三八～八五 在位一六五四～六三)の譲位と霊元天皇(一六五四～一七三一 在位一六六三～八七)の践祚・即位の儀式を記録した巻物である。この天皇四代の皇位継承の儀式は、前者は寛永二十年(一六四三)、後者は寛文三年(一六六三)に挙行されたことから、それぞれの記録は「寛永記」「寛文記」と称されている。以下、本稿では、尾張家伝来「即位之記」を「徳川美術館本」と称し、「寛永記」「寛文記」のテキスト内容にふれる際は、その都度「寛永記」「寛文記」と区別して用いる。

「寛永記」「寛文記」の写本については、『金鯢叢書』第四十五輯の拙稿「尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)」^①(以下拙稿「上」と略す)の「一 本書の書誌情報と伝来・内容」のなかで、『国書総目録』^②に掲載されている写本三十三部があると紹介した。本章では、これら写本について触れていくと共に、徳川美術館本の占める位置について考察していきたい。

『国書総目録』では「康道公記」の項目を掲げ、別名「後浄明珠院撰政記」「後浄明珠院殿御記」を含んで、写本の所蔵機関名とその書名・頁数

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

を次の通り掲げている。写本の種類では日記に区分し、著者を二条康道(二六〇七～六六)とする。なお①～③③の通番は筆者が付した。

国立国会図書館蔵

- ①「後浄明珠院撰政記」寛永二十年・寛文二・三年 四冊
 - ②「寛文記」礼服御覧之事・御即位由奉幣之次第 一冊
- 国立公文書館内閣文庫蔵

- ③「寛永記」寛永二十年・「寛文記」一冊 二部
 - ④「寛永記」別本・「寛文記」一冊
 - ⑤「寛文三年記」一冊
 - ⑥「吉田中納言殿為経卿記拔萃」附属 一冊
- 宮内庁書陵部蔵

- ⑦「後浄明珠院殿記」寛永二十年・寛文二・三年 阿波国文庫本 四冊
- ⑧「後浄明珠院関白藤康道公記」寛永二十年・寛文二・三年 一冊(歴代残闕日記)一〇九に収録)

- ⑨「後浄明珠院殿記抄出」寛永・寛文 松岡本 二冊
 - ⑩「寛永記」寛永二十年明正天皇御讓位記 谷森本 一冊
 - ⑪「慶安五年記」(天明二年 生島成房写) 一冊
 - ⑫「寛永御讓位記」伏見宮記録文書六八 一冊
 - ⑬「寛文御讓位記」伏見宮記録文書六八 一冊
 - ⑭「後浄明珠院殿記」寛永記・寛文記 伏見宮本 二冊
- 京都御所東山御文庫蔵

- ⑮「寛文記」一冊
- 東京国立博物館蔵

- ⑯「後浄明珠院殿記」(文化三年写) 三冊
- 國學院大學図書館蔵

- ⑰「寛永記」一冊
- 東京大学図書館蔵

- ⑱「寛永記」二冊
- 東京大学史料編纂所蔵

- ⑲「康道公記」寛永十二・十九年・寛永二十一年 十三冊
 - ⑳「寛永記」寛永二十年御讓位記の内 一冊
 - ㉑「撰政康道公自筆寛永御讓位記」一冊
 - ㉒「康道公記」伏見宮御記録(利)四五 一冊
 - ㉓「康道公記」別記 慶安元年日光宮御八講其外法事方記 二冊
 - ㉔「康道公記(別記)」二条基弘蔵写本 二冊
- 大阪府立図書館蔵
- ㉕「後浄明珠院関白藤康道公記」寛文三年 一冊
- 神宮文庫蔵

- ㉖「後浄明珠院御記」一冊
- 前田育徳会尊経閣文庫蔵
- ㉗「寛永二十年・寛文三年記」(弘化二年写) 二冊
 - ㉘「寛永二十年・寛文三年記」 二冊
- 大東急記念文庫蔵
- ㉙「寛文記」御讓位次第(滋野井公麗写) 一冊
- 無窮会神習文庫蔵

- ⑳「後浄明珠院殿記」寛永二十年 一冊
- ㉑「慶安五年記」(他の日記と合綴) 一冊

③2「寛文記」 一冊

水府明德会彰考館文庫蔵

③3「康道公記」 一冊

このうち「寛永記」「寛文記」両方を含む写本は①③④⑦⑧⑨⑭⑯⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕の十件があり、「寛永記」のみは⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔の十件、「寛文記」のみは②⑤⑬⑮⑲⑳㉑の六件がある。なお右のうち⑱は寛永十二年から十九年までの二条康道の日記であり「寛永記」本文とは異なること、⑥⑪⑲⑳㉑は慶安五年（一六五二）三月朔日から六日までの記事を収録する一書、㉒は改元の手続きに関する一書、㉓は年中行事のうち、新年に行われる大規模な儀式である三節会（元日・白馬・踏歌節会）の式次第を収録する一書であり、後光明天皇と霊元天皇の即位関連の内容ではないため、以上七部は今回の比較検討からは除外した。

諸機関が所蔵する写本と、徳川美術館本が収録する「寛永記」「寛文記」の内容との比較においては、徳川美術館本と他の写本の本文を突き合わせて、文字や内容の異同を検討する作業が最終的には必要であると考え、本稿では各写本の収録内容との比較を行いたい。

まず徳川美術館本の目次を以下に再掲し、それぞれの巻毎にAからHまでのアルファベットを付した。

A「寛永記」甲巻

寛永廿年九月親王御元服之次第・御元服指図・御元服日時之事・新帝儀・親王御方御元服以後初参内・供奉人々・行啓日時之事・行幸之次第

B（同）乙巻

御讓位散状・勅符・太政官府・官方吉書・政所吉書・宣命・内舍人差文・御讓位図・新造御所劍璽出御図・劍璽渡御行列・劍璽入御新帝御所図・昇殿勅授等拝所図・御陪膳之次第・御殿御装束之事・御陪膳人之事

C「寛永記目録」第一巻

御即位之次第・御手水之次第・親王代之作法・少納言作法・典儀作法

D（同）第二巻

御移徙次第・今度可被省略之条々（所々居餐事・供五菓事・公卿着殿上居餐事・出御之事・奏吉書事）

E「寛文記」日巻

識仁親王御元服之事・御元服之事・寛文三年正月廿三日御讓位之事・御讓位之次第・劍璽渡御之事

F（同）月巻

御讓位之次第・行列・劍璽渡御行列

G（同）星巻

新造内裏新帝御所儀・劍璽入御・勅授帶劍之事・昇殿如元之事・大床子御膳之事・昼御座御膳之事・御殿御装束之事・大殿祭之事・廿七日入夜内侍所渡御之事・日時勘文之事・行列・新院布衣始之事・被補院司之事・御讓位第二日大床子御膳之事・同第三日之事・御讓位以後初禁裏諸礼之事・新院御所尊号之事

H（同）辰巻

寛文三年三月礼服御覧之事・日時勘文之事・御覧之次第・行列・御殿之図・委細次第・直廬儀例之事・清涼殿成人之例之事・御即位由奉幣

之次第・神祇官参向之事・最上所之図

以上A～Hの各項目と、各機関所蔵の写本が収録する内容とを照合し、次の表にまとめた。なお天皇の代替わり儀式の式次第を収録していないため検討の対象としない写本は網掛けで表示した。

各機関所蔵の写本の内、今回比較検討から除外した七部(既出)を除くと、「寛永記」「寛文記」が多数を占めることから、康道の記録の中でも「寛永記」「寛文記」の写本が流布していったと考えられる。

ただし徳川美術館本の内容(A～H)を全て収録した写本は皆無である。一方で各機関所属の写本は「寛永記」のうち甲・乙二卷(A・B)や「寛文

記」日月星辰四卷(E～H)のうちの一卷ないしは二卷といった具合に、抄出もしくは一部を書写した例が殆どである。勿論、書写当時は「寛永記」二卷や「寛文記」四卷が揃っていたが、伝世の途中に、例えば書写のための貸与といった理由で失われ、「寛永記」や「寛文記」の一部のみが単独に流布・伝存した可能性も十分に想定される。

・「別本」「寛永記」続編(勸修寺家旧蔵)の存在について

また『国書総目録』のなかで「別本」と表記された、「寛永記」甲乙二卷の「続編」に相当する内容をもつ写本が存在することも注目すべきである。『国書総目録』の中で「別本」とされる内容をもつ④の国立公文書館内

奥書等	備考
	②と同じ
	寛永記…別本系統内容
	慶安五年三月朔日～六日
	『歴代残闕日記』第109卷所載
慶安五年三月朔日～六日	桂宮本
	文化三年写
	寛永十二～十九・二十一年
明治十九年写	③の写し
	⑧と同じ
	二条基弘旧蔵
	二条基弘旧蔵
	弘化二年写
元日・白馬・踏歌節会の式次第	滋野井公麗写
慶安五年三月朔日～六日	⑥と同じ
	②⑩の原本

写本対照表

A…寛永記甲巻 B…寛永記乙巻 C…寛永記目録巻一 D…寛永記目録巻二 E…寛文記日巻
F…寛文記月巻 G…寛文記星巻 H…寛文記辰巻

No.	所蔵先	外題	内題	数量	A	B	C	D	E	F	G	H
①	国立国会図書館	後浄明珠院撰政記	後浄明珠院撰政記 寛永二十年 寛文二年 三年	4冊	○	○			○		○	
②	同上	寛文記	寛文記 辰 礼服御覧 御即位 由奉幣 康道記 二條家装束抄	1冊								○
③	国立公文書館内閣文庫	寛永記 寛文記	寛永二十年	2冊	○				○			
④	同上	康道公記	寛永記 別本 寛文記	1冊	○					○		
⑤	同上	康道公記 寛文三年記	寛文三年記	1冊								○
⑥	同上	吉田中納言殿為經 卿記抜萃	慶安五年記	1冊								
⑦	宮内庁書陵部	後浄明珠院殿記	後浄明珠院殿記 寛永二十年 寛文二 三年	4冊	○	○					○	○
⑧	同上	後浄明珠院関白藤 康道公記	後浄明珠院関白藤康道公記 寛 永二十年 寛文二 三年	1冊	○	○				○		
⑨	同上	後浄明珠院殿記抄 出 寛永 寛文	後浄明珠院殿記抄出	1冊	○				○			
⑩	同上	寛永記	寛永記 寛永二十年明正天皇御 讓位記	1冊		○						
⑪	同上	康道公記 慶安五 年記	康道公記 慶安五年記	1冊								
⑫	同上	康道公記 寛永御 讓位記	伏見宮記録文書六八 寛永御讓 位記	1冊		○						
⑬	同上	康道公記 寛文御 讓位記	伏見宮記録文書六八 寛文御讓 位記	1冊							○	
⑭	同上	後浄明珠院殿記 寛永記 寛文記	後浄明珠院殿記 寛永記・寛文 記 伏見宮本	2冊		○					○	
⑮	京都御所東山御文庫	寛文記	寛文記	1冊					○			
⑯	東京国立博物館	康道公記 後浄明 珠院殿記	後浄明珠院殿記	3冊	○				○		○	
⑰	國學院大學図書館	康道公記	寛永記	1冊		○						
⑱	東京大学図書館	寛永記	寛永記	2冊		○						
⑲	東京大学史料編纂所	康道公記	康道公記	13冊								
⑳	同上	寛永記 寛永二十 年御讓位記	寛永記 御讓位私記	1冊		○						
㉑	同上	康道公記	撰政康道公自筆寛永御讓位記	1冊		○						
㉒	同上	康道公記	康道公記	1冊		○						
㉓	同上	康道公記	別記一 慶安元年日光宮御八講 其外法事方記	1冊								
㉔	同上	康道公記	別記二 改元年号字	2冊								
㉕	大阪府立図書館	後浄明珠院殿記	後浄明珠院殿記 寛文三年	1冊						○		
㉖	神宮文庫	康道公記	後浄明院御記	1冊		○						
㉗	前田育徳会尊経閣文庫	康道公記	寛永二十年 寛文三年記	2冊		○				○		
㉘	同上	康道公記	寛永二十年 寛文三年記	2冊		○				○		
㉙	大東急記念文庫	康道公記	三節会次第	1冊								
㉚	無窮会神習文庫	康道公記	後浄明珠院殿記 寛永二十年	1冊		○						
㉛	同上	吉田中納言殿為經 卿記抜粹	康道公記 慶安五年記	1冊								
㉜	同上	康道公記	寛文記 寛文三年	1冊						○		
㉝	水府明徳会彰考館	康道公記	寛永記 御讓位私記	1冊		○						

閣文庫所蔵の一冊(勸修寺家旧蔵)は「御即位記 寛永廿年」の外題を持ち、「寛永記」甲乙二巻には無い内容を収録する。巻頭に掲げられている目次を次に掲げる。

寛永廿年十月尊号宣下之事(日時之事)

礼服御覽之事(日時之事)

由奉幣(請幣料事)

尊号宣下之事(詔書・散状)

礼服御覽次第之事(行列・目錄・直廬図小御所)

御即位式并次第(神祇官図・宣命)

左方親王代之作法

左方少納言之作法

御即位日時之事

御即位式(九条道房作進)

御即位次第(無叙位儀)

御即位散状

御即位宣命

御手水之次第

諸御殿図

天子御礼服之事(内弁御礼服之事・外弁以下礼服之事)

神宮由奉幣(御祭文)

(※引用文は句読点を補い、割注は()内に記した。)

右記の目次の冒頭にある、寛永二十年(一六四三)十月に行われた「尊号

宣下」とは、讓位した明正上皇に対し、後光明天皇から「太上天皇」の号を上皇に贈り栄典を保証することを示し、それに対し上皇からは栄典を辞退する旨を示す儀礼である。続く「礼服御覽」は、即位礼に際し着用する中国風の装束「礼服」を新帝が実見する儀式、即位礼の式次第、そして天皇以下諸臣が即位式で着ける装束である礼服と、即位礼の終了後に神宮へ即位礼の終了を奉告する由奉幣の式次第と続く。この「別本」に収録された尊号宣下以下の式次第は、徳川美術館本を含む諸機関所蔵の「寛永記」には収録されていない。徳川美術館本の乙巻(B)が、明正天皇の讓位と同日に挙行された剣璽渡御の儀の最後の行事である「古書奏聞」で終わっているのに対し、「別本」は、この後に続く十月十二日に行われた明正上皇に対する尊号宣下から始まっており、いわば「寛永記」を補完する続編に相当する。

また、「別本」は以上の式次第を収録したあと、次に掲げる箇条書きの文章に続き、巻末の奥書がある。

箇条書きの内容は次のとおりである。

一 今度江戸武家ノ御所へ御即位次第絵図等悉令進書^(厚カ)移者也、是ハ周防守・道春今度上洛江戸ノ年寄衆讃岐守・伊豆守より遣之に付、爰許へ談合被束故、書付絵図等遣之也、又此方ヨリモ一通遣之也、則役者装束色目以下ノ事也、(中略)

一 右女房色目ハ、今度着用ノ色目也、昔ハ如此女官ミナ以テ礼服ヲ着用ス、近代シカラサル也、

今度御即位次而武家へ奉一通者也

右御即位一冊記之

寛永廿 月 日

従一位康道

(※引用文は句読点を補った。)

第一条は、今度江戸の將軍家のために御即位次第や絵図などをすべて書写して送った。このことは、今度上洛した板倉周防守重宗(一五八六―一六五七 京都所司代)と林道春(羅山 一五八三―一六五七 幕府儒者)が、江戸の年寄衆(『老中』である酒井讃岐守忠勝(一五八七―一六六二)や松平伊豆守信綱(一五九六―一六六二)から派遣され、爰許(この場合奥書に署名のある康道であろう)に相談に來られたためで、書付や絵図などを遣した。また「此方」からも役者(この場合、即位式に参列の公卿・官人を指すか)の装束の詳細を書いて遣したとある。

続く条では、女官はかつて皆中国風の礼服を着ていたが、最近ではそれも出来なくなったと説き、以上今回御即位があるため武家にも一通を奉る、と記し、「寛永廿」年(月日を欠く)と「従一位康道」と署名を加えている。

右の「別本」奥書の文章は、徳川美術館本「寛永記」には全く見られない内容であり、「別本」成立の経緯を物語っている。野村玄氏が「別本」の奥書に示されている経緯に注目して指摘するように、幕府の使者は康道以外にも、儀式の配役を務めた九条道房(一六〇九―四七 康道の弟にあたる)や近衛尚嗣(一六二二―五三)らに対して、康道と同様に讓位式の次第や絵図の提出を求めている。「右御即位一冊」が、この「別本」一冊を指すのは自明であるとしても、徳川美術館本をはじめとする「寛永記」と「別本」とは、どのような関係にあったのであろうか。

「別本」の奥書は、当初一体となっていたと考えられる「寛永記」も含まれた、寛永二十年の儀式記録全体に対して付いていた奥書であったと想定

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

することも可能であるが、徳川美術館本には甲乙の巻次が付けられている一方、「別本」には丙と付いていないことから、即断は避けるべきである。「寛永記」甲乙二巻は、紹仁親王の元服の儀に始まり、明正天皇から後光明天皇への讓位の儀式で終わっているため、後光明天皇の即位式とその前後の儀式の詳細を欠いており、代替わり儀式全体を包括しているとはいえず、「別本」とは異なる経緯で成立した別系統の書物と考えられる。一方、徳川美術館本「寛永記」から、寛永二十年に行われた一連の儀式の記録の全体像が浮かび上がらないのは、「別本」の内容を欠いている為である。このため内容面から推測するのがより自然であろう。

なお諸機関所蔵の「寛文記」には、「寛永記」の「別本」に相当する独自の内容を持った写本の存在は見られず、「寛文記」全文もしくは一部の写本であった。

「寛永記」「寛文記」の写本の伝本系統は、多くの写本が奥書を欠いている為、その成立事情や写本相互の前後関係や系統を明らかにすることは困難である。ただし「寛永記」「寛文記」が流布した理由として、これらの儀式書が(場合によっては部分的ながらも)、詳細な儀礼や文書の控え・指図を収録した儀式書として優れていることに加え、元服に当たって徳川家康から「康」の字を贈られ、朝廷の長老として君臨した康道の編纂であることに、後の時代の公家社会の中においても權威が認められていたためと推測される。

・徳川美術館本の特異性

徳川美術館本の特異性として、写本の体裁が卷子装であることに注目したい。

現存する写本のほぼすべてが袋綴じの冊子本であるのに対し、徳川美術館本が採られている卷子装である理由として、天皇の御代替わり儀式を収録するという内容の重要さ・貴重さと、長期保管を目的とした上製本であつたことから、卷子装が採られていたと考えられる。但し現在の時点では誰が製作に携わつたか、尾張家内かそれ以外の所で製作されたかを明らかにすることは、残された文字情報だけでは推測は難しい。

徳川美術館本の書写年代は、現在の時点での推定ではあるが、本文の筆跡の書風や料紙などから勘案するに、十八世紀頃の筆写と考えられ、料紙は徳川美術館本全てに鳥の子紙が用いられている。また徳川美術館本全文が一人の人物による筆跡ではなく、数名が筆写に参加している可能性がある。

徳川美術館本「即位之記」の書写に当たっては、即位礼という朝廷儀式の重要性和「寛永記」「寛文記」の豊富な情報量から、披閱に簡便な装幀である冊子本ではなく、長期保存を目的としたと考えられる卷子装が選ばれたと推測される。

なお名古屋市蓬左文庫には、「寛永記」の抄出本ともいえる内容の「親王元服記」一部が所蔵されている。外題に「親王元服」とあるが、単なる親王元服儀式の次第を載せるだけではなく、「寛永記」が収録する内容のうち、紹仁親王元服次第(和文・親王行啓行列・行幸次第・御讓位次第・劍璽出御次第・新主御所儀・新帝儀・劍璽渡御行列・御即位次第を一冊に収録する。跋文は無いが、尾張家初代義直の蔵書印「御本」が第一頁左隅に捺されており、義直の手沢本であつたと判る。尾張家には、義直蔵書としてこの「親王元服記」が長らく伝えられていたが、徳川美術館本が「親王元服記」に収録する内容を遙かに凌ぐ情報量を有し、寛文三年の霊元天

皇の即位記録を併せて収録している「寛永記」「寛文記」が、尾張家で求められ、江戸時代後期以降に蔵書に加えられたものではなからうか。

五 徳川美術館本「即位之記」の考察

徳川美術館本が、尾張家で占めたであろう位置について、考察を試みたい。

尾張家に徳川美術館本が在ったことを遡って証明できる蔵帳が、今のところ明治二年(一八六九)編「東京廻 御側御道具類一卷」一冊(什器旧原簿第二十号 徳川美術館蔵)であることから、伝来の由緒が江戸時代後期以降に限定されるのは第一章「本書の書誌情報と伝来・内容」でも触れた通りである。徳川美術館本には恒川了盧(古筆家九代了意の高弟で尾張家に仕えた)の極札が附属することから、江戸時代後期には徳川美術館本各巻の外題の筆跡が二条康道の真蹟として周知され、徳川美術館本が二条康道の外題を付した写本として重要視されていたことは容易に想像できる。閲覧用として家臣の披見に供される写本、とりわけ国学の調査に従事した家臣に貸与するために備えられた可能性をも視野に入れるべきだが、尾張家当主の側近く置かれていた宝物を収録した「東京廻 御側御道具類一卷」に徳川美術館本が収録された理由は、この一点にあつたと推測される。

そもそも当事者として即位礼の儀式に携わる公家や、儀式挙行のため経済支援を行う側である江戸の將軍家や幕閣でもない尾張家が徳川美術館本を収集することは、大名一個人の好学という理由以外に説明は付かないと考えられる。

大名家と故実書の関わりでは、水戸家二代の光圀(一六二八―一七〇〇)が

彰考館の事業として『礼儀類典』五一四巻の編纂を手がけ、また紀伊家の付家老で紀伊国新宮水野家九代の忠央（一八一四～一六五）が自身の収集書を印刷・刊行した『丹鶴叢書』百五十二冊のなかに『北山抄』や『正中御節記』『後水尾院當時年中行事』といった故実書が含まれているように、大名間では有職故実の書物への関心が持たれていた事例がある。福井久蔵は『諸大名の学術と文芸の研究』⁽⁷⁾「諸侯と國學」のなかで、公家有職に関心を示し、また著書を残した將軍・大名や大名家臣・幕臣として次の人名を挙げている（掲載順）。

徳川光圀（水戸家二代） 安藤為実（水戸家家臣・彰考館総裁）

徳川吉宗（八代將軍） 浅井奉政（幕臣） 徳川宗武（田安家初代）

松平定信（陸奥白河藩三代） 戸田忠寛（下野宇都宮藩初代）

福井は徳川光圀の『礼儀類典』事業を例に挙げ、「朝儀典禮に関しては公卿の管したところなりしが、義公の撰著などに刺激せられ、幕臣にも漸次この方面に研究を向くるものを生じたり。」と、本来公卿が伝統として伝えていた有職故実とその研究を、光圀が事業としてとりあげたことによって、後続の將軍以下大名・幕臣らの好学をもたらしたとしている。また江戸時代後期の肥前国平戸松浦家九代の静山（一七六〇～一八四二）が隠居後に執筆した随筆『甲子夜話』のなかで、大御所徳川家斉（十一代將軍）や十二代將軍徳川家慶らが江戸城での年始の儀式に着けた装束の色目などを繰り返し記録しており、⁽⁹⁾大名間では公家の有職故実に関心がもたれていた一端が知られる。尾張家においては、幕末の十四代慶勝以前の歴代は、十三代慶臈が十四歳、十二代斉荘が三十六歳と、若年で世を去る当主がいたこともあって、彼らが朝廷の儀礼に関心をもっていたかについては明らかではない。

十四代慶勝は嘉永二年（一八四九）に数え年二十六歳の時に分家の高須松平家から本家の家督を相続した。慶勝の親類縁者としては、母の規姫（水戸徳川家治紀女）の姉妹に二条斉信正室となった従子と鷹司政通正室となった鄰姫がいて、慶勝から見ると叔母にあたることから、慶勝と公家との距離は近かったと考えられ、慶勝が朝廷の儀礼に関心をもった一人であったと指摘できよう。

「寛永記」「寛文記」の成立した江戸時代前期は、戦国時代に断絶した朝廷儀式が再興された時期でもあった。後水尾天皇の在位中には後七日御修法（元和九年・一六二三）、後光明天皇在位中には神宮例幣（正保四年・一六四七）、靈元天皇の在位中は石清水放生会（延宝七年・一六七九）と立太子礼（天和三年・一六八三）が再興されている。そして二百二十一年の中断を経て、貞享四年（二六八七）に再興された東山天皇の大嘗会は、江戸時代前期に再興された儀式の集大成ともいえる。また「禁中並公家中諸法度」によって、公家各家が伝えてきた家業に励むよう幕府から奨励されたほか、江戸時代初期から公家に入門して和歌や蹴鞠などを学ぶ大名が少なくなかった。これに加え、大名や武士と縁戚関係となる公家の事例が増えてくる。このような機会や要因の重なりによって、天皇および公家を中心とする王朝ルネッサンス的な機運が高まったことが注目される。徳川美術館本を含む「寛永記」「寛文記」の製作背景には、以上のような有職故実に対する宮廷内の関心の高まりを考慮に入れて検討していく必要があると思われるのである。

おわりに

まず「寛永記」「寛文記」について、拙稿「上」「下」において明らかにできた点を整理して次に掲げる。

「寛永記」「寛文記」は、成立事情を示す識語が無いため、成立年代は明らかではないが、「寛永記」は後光明天皇の即位の儀の行われた寛永二十年以後程なく、また「寛文記」は、霊元天皇の即位式の行われた寛文三年以後程なく編集・成立したと考えられる。「寛永記」「寛文記」の成立理由としては、二条康道・光平父子およびその周辺で、儀式記録集成を自家に備える目的があったと思われる。

「寛永記」「寛文記」には、後光明天皇と霊元天皇の皇位継承儀式の式次第とともに、文書類および行列や式場となった殿舎の指図が収録されており貴重である。

『国書総目録』によると「康道公記」としては写本三十三部が確認されているが、このうち「寛永記」「寛文記」の写本は二十六部である。徳川美術館本と同分量を収録する写本は無く、その多くが全体の一部分にとどまっている例が多い。

諸機関所蔵の写本二十六部のうち、「寛永記」の「後編」に相当する内容を持った写本「別本」が存在し、「寛永記」乙巻に収録された儀式次第の続きが収録されている。「別本」成立事情を示す文章や奥書をもち、かつて「寛永記」と一体であった可能性が考えられるが、今後の検討が必要であろう。

続いて徳川美術館本について明らかにできた点、ならびに今回考察した点を整理して掲げる。

徳川美術館本各巻巻頭の内題の下に記された「従一位康道記之」の筆跡と、本文とは異なっており、現存する康道の他の筆跡と比較しても康道の自筆とはいいがたく、康道風の筆跡と解される。

徳川美術館本が卷子本であるのも、その他の写本が全て冊子本であるのと鮮やかな対照をなす。徳川美術館本が卷子本である理由は、天皇の御代替わり儀式を収録するという内容の貴重性・重要性と、長期保管を目的とした上製本であった可能性が推測される。

名古屋蓬左文庫が収蔵する「親王元服記」一部は、「寛永記」の抄出本ともいべき内容で、尾張家初代義直の手沢本であった。徳川美術館本は「親王元服記」を補完して余りある内容であることから、尾張家で必要とされ、蔵書に加えられたと推測する。

また徳川美術館本が尾張家に入ったのは江戸後期以降と推測され、十四代慶勝の時期に当たり、尾張家に徳川美術館本が伝えられるにあたっては、母方の姉妹に二条家や鷹司家に嫁いだ女性がいたことから、十四代慶勝が二条康道の著作である徳川美術館本に関心を抱いた一人として可能性を指摘できよう。

以上の点を明らかにし、また指摘したが、本文中にも挙げた通り、検討が必要な点も少なくない。

後光明天皇と霊元天皇の皇位継承儀式は、先帝崩御ではなく生前讓位で行われた儀式であったことに加え、江戸幕府確立後に行われた儀式として

は、用意周到に準備が行われたことから、その後参考にすべき吉例とされたと考えられ、この二代の儀式記録が二条康道周辺によって整理されて残された可能性がある。両天皇は、後水尾上皇の皇子として誕生したが、践祚準備の段階で東福門院の養子として即位したため、東福門院が国母の地位にあったことが、皇位継承儀式を行うにあたっても幕府の支援を有利にしたのであろう。

近年著しい朝幕関係の研究の蓄積と共に、徳川美術館本を含めた「寛永記」「寛文記」を材料として、儀礼方面の研究や二条家を含む摂家の家業についての研究の進展、ならびに新史料のさらなる発掘を期待したい。

註

- (1) 『金鑑叢書』第四十五輯 徳川黎明会 平成三十年三月。
- (2) 『補訂版国書総目録』岩波書店 一九七一年一月。
- (3) 『国書総目録』では徳川美術館本を日記に分類しているが、正確には「儀式書」「有職故実書」に相当する。
- (4) 寛永十九年の日記には、記主の二条康道が後光明天皇の即位の準備のため、天皇の礼服や即位用の調度の調査を山科言総に命じた大部の記事(二月二十三日条)が収録されている。即位式用の調度の詳細は、「寛永記」本文には直接登場しないが、翌年挙行された即位式で実際に使用された調度の詳細な内容を知ることが出来る。
- このことから、失われて現存しない康道が記した寛永二十年の日記が、「寛永記」の記述を補完した可能性があったと考えられ、散逸が惜しまれる。
- (5) 慶安五年三月朔日から六日までの記事は後光明天皇の即位記事とは無関係の内容であるが、六日の記事の後に「御即位次第 無叙位儀」を収録する(但し式次第の後半を欠く)。
- (6) 野村玄「後光明天皇の即位と江戸幕府」(『日本近世国家と天皇』清文堂出版 二〇〇六年八月)。同氏によると、林羅山は明正天皇の譲位翌日の十月四日

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

に鹿苑寺住職の鳳林承章に面会し、譲位の儀の記録類の閲覧を鳳林承章やその実家である公家・勤修寺家に申し出て、記録類を取りまとめて渡すようにと述べている。また幕府の使者の一人吉良義弥も近衛尚嗣や九条道房(近衛・九条とも、儀式を指揮する内弁を務めた)に書状を送り、譲位式関係記録を江戸幕府に送るので、取りまとめて吉良の許に送るようにと指示を出している。

- (7) 福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』厚生閣 一九三七年五月。
- (8) 松浦静山『甲子夜話5 東洋文庫三二一』平凡社 一九八九年三月初版第五刷。

- (9) 主な先行研究として、次の図書を挙げる。

・辻達也編『日本の近世第2巻 天皇と将軍』中央公論社 一九九一年九月。
・高埜利彦『日本史リブレット 36 江戸幕府と朝廷』山川出版社 二〇〇一年五月。

・橋本政宣『近世公家社会の研究』吉川弘文館 二〇〇二年十二月二十日。

・藤田寛『天皇の歴史6巻 江戸時代の天皇』講談社 二〇一一年六月。

- (10) 一例を挙げると、平成三十一年一月に京都国立博物館で初公開の「靈元天皇即位・後西天皇譲位図屏風」(狩野永納筆)は、徳川美術館本「寛文記」が収録する後西天皇の譲位儀と靈元天皇の即位儀を主題とした屏風である。作者の狩野永納は九条家と関係があったことから、この屏風も九条道房(二条康道の実兄)との関係が五十嵐公二氏(大阪芸術大学教授)によって指摘されている(特集展示「初公開! 天皇の即位式」配布チラシ掲載文)。本稿ではこの屏風について触れることが出来なかったが、本屏風の描写場面と「寛文記」本文との内容比較や場面選択、また描くのをはばかるのが通例の、天皇の高御座上での容貌を描くなど、儀式を描いた絵画資料として希少かつ貴重な存在といえよう。

東京藝術大学美術館蔵「探幽縮図」二巻には、「靈元天皇即位・後西天皇譲位図屏風」と同様、後西天皇の譲位と靈元天皇の即位の儀式の場面を複数収録し、しかもこの屏風には描かれていない場面を収録しており、本稿では触れることが出来なかったが、「寛文記」本文との内容比較や場面選択の作例として貴重な存在といえよう。東京藝術大学美術館蔵「探幽縮図」二巻については、河野元昭「資料紹介「探幽縮図」(東京芸術大学資料館蔵)」「(美術史論叢」9

尾張徳川家伝来「即位之記」について(下)

東京大学文学部美術史研究室 一九九三年三月)を参看した。東京藝術大学
美術館蔵「探幽縮図」と河野氏の資料紹介は、徳川美術館学芸員の加藤祥平氏

より御教示を得た。

一一三

(美術館 学芸員)

金鯨叢書 第四十七輯 [年一回刊行]

——史学美術史論文集——

令和二年三月三十日 編集
令和二年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館

電話(935)六二六二番(代)

印刷所

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 同朋舎
電話(361)九二二番(代)